

第 3 章

省エネ法における 特定事業者と指定工場



ここからは、省エネ法に則り、事業者が行わなければならないことを、具体的に整理していきます。
この章ではSTEP1として、制度を正しく理解しましょう。

特定事業者とは？

特定事業者

会社全体の年間エネルギー使用量が、原油換算で1,500kℓ以上となった事業者。
エネルギー使用量は、電気・ガス・その他の燃料を熱量（GJ）で算出する。

年間エネルギー使用量が1,500kℓ以上になったら…

- エネルギー使用状況届出書を作成
- 作成した届出書を管轄の経済産業局に提出

届出書が受理されると、特定事業者*¹として指定される。

*¹ 特定事業者は、会社等の法人単位で指定される。

原油換算はどのようにすればいいの？

原油換算

電気やガス、重油などの燃料の単位を、**原油**を基準とした数値に置き換えること。

資源エネルギー庁HPの「**原油換算ツール**」では、エネルギー使用量を
入力すると自動で原油換算される。
これにより、会社のエネルギー使用量を“**見える化**”することが可能。

原油換算ツールのイメージ

エネルギー消費量（原油換算値）簡易計算表

（使用時の注意事項）
・赤枠内にお使いのエネルギー量を入力すると、原油換算値が下の青枠内に自動で計算されます。
・本表は省エネ法の規制対象（1,500/年）に該当するか確認をするための参考資料となります。省エネ法定期報告上の表とは形式が異なりますのでご注意ください。

エネルギーの種類		年度				
		使用量		係数、単位		
		単位	数値	熱量GJ	換算係数	単位
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）	kl		0	38.3	GJ/kl
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl		0	34.8	GJ/kl
	揮発油	kl		0	33.4	GJ/kl
	ナフサ	kl		0	33.3	GJ/kl
	ジェット燃料油	kl		0	36.3	GJ/kl
	灯油	kl		0	36.5	GJ/kl
	軽油	kl		0	38.0	GJ/kl
	A重油	kl		0	38.9	GJ/kl
	B・C重油	kl		0	41.8	GJ/kl
	石油アスファルト	t		0	40.0	GJ/t
	石油コークス	t		0	34.1	GJ/t
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t	0	50.1	GJ/t
		石油系炭化水素ガス	千m³	0	46.1	GJ/千m³
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t	0	54.7	GJ/t
		その他可燃性天然ガス	千m³	0	38.4	GJ/千m³
石炭	輸入原料炭	輸入原料炭	t	0	28.7	GJ/t
		コークス用原料炭	t	0	28.9	GJ/t
		吹込用原料炭	t	0	28.3	GJ/t

エネルギー使用状況届出書の書き方のポイント

エネルギー使用状況届出書

会社（事業者全体）として提出する書類。
前年のエネルギー使用量を計算し、計1,500kℓを超えた場合に提出する*2。

*2 指定後、毎年提出するものではなく、未指定の事業者が提出する。

主たる事業の「細分類番号」

「日本標準産業分類」で検索し、記入する。

▶ <https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

連鎖化事業者

フランチャイズ事業等の本部とその加盟店との間の約款等の内容が経済産業省令で定める条件に該当する場合の本部を指す。
（省エネ法施行規則第39条）

様式第1（第5条又は第40条関係）

宛名は管轄する経済産業局長を記載
例：〇〇経済産業局長 殿

年 月 日

住 所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第7条第3項又は第19条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

事業者の名称					
主たる事務所の所在地	〒				
主たる事業					
細分類番号					
エネルギーの使用量 （年度）	原油換算 kℓ				
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当する		該当しない		

エネルギー使用状況届出書の書き方のポイント

この欄に記載の工場が
エネルギー管理指定工場に指定



「単独で、年間エネルギー使用量が
1,500klを超えた工場（店舗、事務所、
施設等）」を記載する。

次のスライドで「エネルギー管理指定工場」について、もう少し詳しくみてみましょう。

2. エネルギーの使用量がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	細分類番号				エネルギーの使用量 (原油換算 kl)
		事業の名称				
	〒					
	〒					
	〒					

3. 作成担当者連絡先

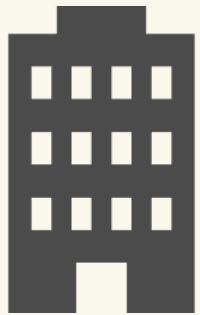
所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話番号	
FAX	
メールアドレス	

備考	
----	--

エネルギー管理指定工場とは？

エネルギー管理指定工場

単独で、年間エネルギー使用量が1,500kℓを超えた工場（店舗、事務所、施設等）。



A会社(法人)
7,000kℓ
(①+②+③+④)



① A会社a工場
800kℓ



② A会社b工場
3,000kℓ



③ A会社c事務所
1,000kℓ



④ A会社dデパート
2,200kℓ

第一種エネルギー管理指定工場

第二種エネルギー管理指定工場

指定工場は、第一種（3,000kℓ以上）と第二種（1,500kℓ以上）の2種類に区別される。

特定事業者指定されたらどうなるの？

特定事業者指定後にやらなければならないこと

- エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理者（管理員）などの専門的役割を選任  第4章で解説
- 定期報告書・中長期計画書の提出（指定された年度の7月末日期限）  第8・9章で解説

義務

省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム
「EEGS（イーグス）」での作成・提出を推奨

 第11章で解説

特定事業者に指定されたらどうなるの？

年間エネルギー使用量が1,500kℓを下回ったときは？

- 定期報告書の提出
- 中長期計画書の提出

必須

指定の取消しをするには？

- 特定事業者指定取消申出書の提出
- 今後、年間エネルギー使用量が1,500kℓ以上とならない根拠資料や実績提示も必要

第3章 まとめ

- 年間エネルギー使用量が1,500kℓを上回る事業者は、特定事業者となる。
- 特定事業者は、専門的役割の選任と、7月末までの定期報告書・中長期計画書の提出が義務付けられている。
- 特定事業者の指定が取り消されるまでは、年間エネルギー使用量が1,500kℓを下回っても定期報告書・中長期計画書の提出が必要である。

ケーススタディ Q1

特定事業者指定された後に、ある工場の年間エネルギー使用量が1,500kl以上となった。

このとき、エネルギー使用状況報告書の提出は必要か？



エネルギー使用状況報告書の提出は不要

ポイント

単体の工場の場合は、定期報告書の特定第II表に該当する工場を記載して、管轄の経済産業局に提出します。

エネルギー使用状況報告書は、毎年7月末までに提出します。

ケーススタディ Q2

特定事業者指定されたが、翌年、年間エネルギー使用量が1,500kℓを下回った。

このとき、定期報告書は提出しなくてよいのか？



定期報告書の提出は必要

ポイント

指定取消しされない限り、定期報告書を提出しなければなりません。

なお、指定取消しには、「翌年度以降は明らかに1,500kℓを超えない」という根拠と、指定取消申出書の提出が必要です。

例：吸収合併、分社、事業移管、省エネ対策等により、過去3年程度、年間エネルギー使用量が1,500kℓを下回っている状況 など

確認問題 Q1

特定事業者に指定されるエネルギー使用量は？

A. 1,000kℓ

B. 1,500kℓ

C. 2,000kℓ

正解は「B. 1,500kℓ」

確認問題 Q2

エネルギー使用状況届出書は、毎年提出する。

A. 正しい

B. 誤り

正解は「B. 誤り」

解説

毎年提出する義務があるのは、定期報告書と中長期計画書。
エネルギー使用状況届出書は、特定事業者として指定を受ける際に提出する。

ご視聴ありがとうございました

NEXT ▶ 第4章

エネルギー管理における人員構成とその役割